



<計画>

近畿農政局管内の農業者の皆様へ

スマート農業技術活用促進法※に基づく

生産方式革新実施計画

の認定を受けると、さまざまな**メリット措置**を受けることができます。

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農林水産省は、

スマート農業技術の活用 と **農産物の新たな生産の方式の導入**

に取り組む農業者等を応援します！



スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入
(=生産方式革新事業活動)とは、具体的にどんなもの？

イメージ①



直播ドローンの活用

直播適性の高い
品種の導入

イメージ②



水管理システム
の活用

ほ場の均平整地化

イメージ③



自動収穫機
の活用

鉄コンテナの利用

イメージ④



環境モニタリング
の活用

産地でデータ共有し、
栽培方法を最適化



品目ごとの生産方式革新事業活動のイメージなど、
より詳しい情報は、右の2次元コードからチェック！



<農林水産省HP>



具体的なメリット措置や申請方法は裏面へ！





認定を受けるとどんなメリットがあるの？

✓ 日本政策金融公庫の長期低利融資

- ・ 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- ・ 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- ・ 貸付金の使途に長期運転資金も設定

✓ 設備投資時の法人税・所得税の優遇

- ・ 機械等の取得等をした場合に特別償却（機械等32%、建物等16%）を適用

✓ 農林水産省の補助事業における優遇措置

- ✓ 航空法の特例…航空法の飛行許可・承認手続のワンストップ化
- ✓ 農地法の特例…農地をコンクリート等で覆う場合の手続きのワンストップ化
- ✓ 野菜法の特例…契約指定野菜安定供給事業（数量確保タイプ）を指定産地外の農業者等であっても活用可能



各種メリットの
詳細



R7補正
優遇措置

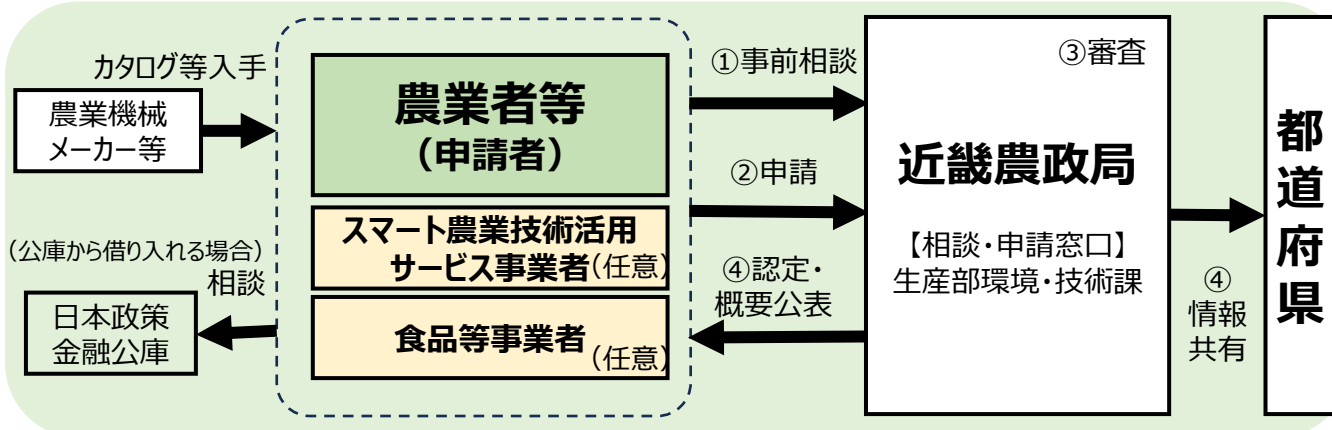


計画の相談、申請をしたいときは？

まずは、近畿農政局生産部環境・技術課に相談してください！



生産方式革新実施計画の認定フロー



(注1) 原則、メールにて申請書を提出いただきます。

(注2) 計画承認申請時点から審査に要する期間は、原則1か月が目安となります。

【相談・申請窓口】 近畿農政局生産部環境・技術課 新技術実装班

(電話) (075) 414-9722 (メール) kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp



申請を希望される方は、必ず事前に相談してください。

